○環境省告示第三十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の五第一項の規定に基づき、平成二十六年三月十二日付けで同項に規定する廃棄物処理センターとして次の法人を指定したので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月二十日

環境大臣　石原　伸晃

一　名称　沖縄県環境整備センター株式会社

二　住所　沖縄県名護市字茂佐の森四丁目一番地二

三　事務所の所在地　沖縄県名護市字茂佐の森四丁目一番地二

○環境省告示第三十九号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準について）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十日

環境大臣　石原　伸晃

別表1カドミウムの項中「（準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。）」を削り、同表全シアンの項中「方法又は」を「方法、」に改め「38.3」の下に「及び38.5」を加え、同表六価クロムの項中「方法」の下に「（ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170―7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）」を加え、同表硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の項中「又は43.2.5」を「、43.2.5又は43.2.6」に改め、同表ふつ素の項中「規格34.1に」を「規格34.1若しくは34.4に」に改め、同表の備考の4中「又は43.2.5」を「、43.2.5又は43.2.6」に改める。

別表2の1の(1)のイの測定方法の項中「（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。）」を削り、同表の1の(2)のイの測定方法の項中「（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。）」を削り、同表の2のイの測定方法の項中「規格45.4」の下に「又は45.6」を加え、同表の2のウの測定方法の項中「（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。）」を削る。

付表8を次のように改める。

付表8　削除

付表10を次のように改める。

付表10　削除

○環境省告示第四十号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、平成九年三月環境庁告示第十号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）の一部を次のとおり改正する。

平成二十六年三月二十日

環境大臣　石原　伸晃

別表カドミウムの項中「（準備操作は規格K0102の55に定める方法によるほか、昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表8に掲げる方法によることができる。）」を削り、同表全シアンの項中「方法又は」を「方法、」に改め、「38.3」の下に「に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5」を加え、同表六価クロムの項中「方法」の下に「（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格K0170―7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）」を加え、同表総水銀の項中「公共用水域告示」を「昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）」に改め、同表の備考の3中「又は43.2.5」を「、43.2.5又は43.2.6」に改める。

○環境省告示第四十一号

排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）第二条の規定に基づき、昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十日

環境大臣　石原　伸晃

第二号中「方法又は」を「方法、」に改め、「三十八・三」の下に「に定める方法又は規格三十八・一・二及び三十八・五」を加え、第四号中「五十四の備考七」を「五十二の備考九」に改め、第五号中「方法）」の下に「又は規格六十五・二・六に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格K〇一七〇―七の七のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）」を加え、第二十六号中「若しくは三十四・二」を「、三十四・二若しくは三十四・四」に改め、第二十七号中「又は四十二・五」を「、四十二・五又は四十二・六」に改め、「規格四十三・二・五」の下に「又は四十三・二・六」を加え、第四十一号中「又は四十五・二」を「、四十五・二又は四十五・六」に改める。

○環境省告示第四十二号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）第六条の二の規定に基づき、平成元年八月環境庁告示第三十九号（水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づき環境大臣が定める検定方法）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十日

環境大臣　石原　伸晃

別表カドミウム及びその化合物の項中「操作を」の下に「、規格五十五・三に定める方法にあつては規格五十二の備考九に定める操作を」を加え、同表シアン化合物の項中「方法又は」を「方法、」に改め、「三十八・三」の下に「に定める方法又は規格三十八・一・二及び三十八・五」を加え、同表鉛及びその化合物の項中「規格五十四の備考三」を「規格五十二の備考九」に改め、同表六価クロム化合物の項中「備考十五のb）（第一段を除く。）」を「備考十一のb）の1から3）まで」に改め、「方法）」の下に「又は規格六十五・二・六に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、日本工業規格K〇一七〇―七の七のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）」を加え、同表ふつ素及びその化合物の項中「若しくは三十四・二」を「、三十四・二若しくは三十四・四」に改め、同表ニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項中「又は四十二・五」を「、四十二・五又は四十二・六」に改め、「規格四十三・二・五」の下に「又は四十三・二・六」を加える。

○環境省告示第四十三号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）第九条の四の規定に基づき、平成八年九月環境庁告示第五十五号（水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づき、環境大臣が定める測定方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十日

環境大臣　石原　伸晃

別表シアン化合物の項中「方法又は」を「方法、」に改め、「三十八・三」の下に「に定める方法又は規格K〇一〇二の三十八・一・二及び三十八・五」を加え、同表六価クロム化合物の項中「方法」の下に「（ただし、規格K〇一〇二の六十五・二・六に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格K〇一七〇―七のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）」を加え、同表ふつ素及びその化合物の項中「三十四・一に」を「三十四・一若しくは三十四・四に」に改め、同表アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項中「又は四十三・二・五」を「、四十三・二・五又は四十三・二・六」に改める。

○環境省告示第四十四号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、平成三年八月環境庁告示第四十六号（土壌の汚染に係る環境基準について）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十日

環境大臣　石原　伸晃

別表中「1ℓ」を「1L」に改め、同表六価クロムの項中「方法」の下に「（ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170―7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）」を加え、同表1，1―ジクロロエチレンの項中「0.02mg」を「0.1mg」に改め、同表ふつ素の項中「規格34.1に」を「規格34.1若しくは34.4に」に改める。